

八幡浜地区施設事務組合職員の定年等に関する条例

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成 1 3 年 2 月 2 8 日条例第 2 号 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の定年等については、八幡浜市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 2 7 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和 6 0 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年条例第 2 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。